

第16章 消 防

[消 防]

複雑多様化する災害から市民の生命と財産を保護するため、消防車両・消防用無線機の更新、消火栓等消防水利・消防庁舎の整備、地震等の大規模災害発生時における緊急消防援助隊の活動体制の強化を図る。また、高齢化社会が進み、救急需要の増加に対応するため、救急車の計画的更新と救急救命士の養成を行うとともに応急手当の普及啓発および医療機関との連携強化に努め、救急業務の高度化推進を図る。

消防団の強化および活性化のため、器具置場の改築およびホース乾燥塔の新設を行うとともに、団員の被服貸与等福利厚生を図る。

(当初予算額 4,118,729千円)

1. 現有消防力 (令和8年4月1日現在)

(1) 常備

ア 消防本部組織および消防水利

1本部・4署・3分署・6出張所 定数 445人 現員 435人

所 属 別	所管分署・出張所	現員数(人)	消 火 栓	防 火 水 槽
消防本部		86		
秋田消防署	3 (うち分署1)	105	公 設 1,119 私 設 211	公 設 130 私 設 15
土崎消防署	3	101	公 設 894 私 設 292	公 設 131 私 設 23
城東消防署	1	65	公 設 741 私 設 15	公 設 88 私 設 19
秋田南消防署	2 (うち分署2)	78	公 設 1,106 私 設 15	公 設 213 私 設 32
合 計	9 (うち分署3)	435	公 設 3,860 私 設 533	公 設 562 私 設 89

※耐震性貯水槽を除く

イ 常備現有車両

消防ポンプ車	9台	支援車	1台	査察車	4台
水槽付消防ポンプ自動車	8台	資機材搬送車	2台	活動支援車	1台
化学車	4台	救急指揮支援車	1台	人員輸送車	1台
梯子付消防ポンプ自動車	3台	原調車	4台	団災害活動車	1台
大型化学高所放水車	1台	広報車	4台	団予備車	2台
泡原液搬送車	1台	水難、山岳救助車	2台		
救助工作車	4台	指揮車	4台		
津波大規模風水害対策車	1台	パトロール車	2台		
指令車	1台	本部警防	1台		
救急車	13台	公用車	1台		

(2) 非常備

ア 消防団組織および団員数 (令和8年4月1日現在)

1団本部・5方面隊・32分団・76部・138班

定員 1,700人 実員 1,462人

イ 非常備現有車両等

消防ポンプ車	1台
救助資機材搭載型消防ポンプ自動車	6台
救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車	5台
小型動力ポンプ積載車	89台
小型動力ポンプ	132台

2. 消防団員の報酬

(1) 年額報酬

団 長	112,300円	部 長	37,000円	団 員 基 本 団 員	36,500円
副 団 長	81,900円	班 長	37,000円	機能別団員	12,100円（1号団員）
分 団 長	50,500円			機能別団員	6,000円
副分団長	45,500円			(その他のもの2、3号団員)	

(2) 出動報酬 1日につき1,000円から8,000円

3. 令和7年中の火災・救急・救助統計

(1) 火災

ア 火災発生件数	64件（死者 0人、負傷者 11人）
イ 火災損害額	148,026千円
ウ 焼損面積	建物 1,447 m ² 、林野 0 a

(2) 救急

ア 救急車出動件数	13,983件
イ 搬送人員	12,862人

(3) 救急救命士活動状況・実績

ア 搬送心肺停止（CPA）傷病者数	364人
イ 1か月生存者数	25人（国指標による1か月生存率 6.87%）
ウ 救急救命士数	91人（令和8年4月1日現在）

(4) 救助

ア 救助出動件数	132件
イ 救助活動件数	132件
ウ 救助人員	92人

4. 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年1月の阪神淡路大震災後、国内で地震等の大規模災害が発生した場合、全国の消防機関が相互に応援可能な体制を構築するため、平成7年6月に創設された。その後、平成15年6月に消防組織法が大幅に改正され、緊急消防援助隊は、同法に基づく活動隊として位置付けられ、平成16年4月に新たな制度の下での緊急消防援助隊として発足している。

秋田市では、車両および資機材を導入して、秋田県大隊指揮隊、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊に登録し、秋田県代表消防機関として県内消防本部の中核を担い、広域応援体制の整備を図っている。

緊急消防援助隊の応援活動としては、平成15年9月に発生した「出光興産北海道製油所タンク火災」をはじめとして、平成20年6月に発生した「平成20年岩手宮城内陸地震」、同年7月に発生した「岩手県沿岸北部地震」、平成23年3月に発生した「東日本大震災」、平成30年9月に発生した「平成30年北海

道胆振東部地震」、令和元年10月に発生した「令和元年東日本台風」、令和7年2月に発生した「岩手県大船渡市林野火災」に出動した。

5. 国際消防救助隊

昭和61年、総務省消防庁は、海外で大規模災害が発生した場合に備え、国際的な緊急援助体制の整備を進め、全国の消防機関の消防・救助隊員で編成された国際消防救助隊（インターナショナル・レスキュー・チーム／I R T）を発足させた。

平成12年、消防庁では国際消防救助隊登録本部および登録隊員を拡充することとし、秋田市では、高度救助隊員6人を国際消防救助隊員として消防庁に登録している。

平成27年4月25日に発生したネパール地震災害では、消防庁からの派遣要請を受け、首都カトマンズでの救助活動のため、隊員1名を14日間派遣した。

6. 高度救助隊

平成7年3月に発生した地下鉄サリン事件や、平成13年9月に発生したニューヨーク同時多発テロ事件以降、国内外でテロに対する脅威と社会的関心が高まるとともに、消防機関が行う救助活動の対象は、火災や交通事故、自然災害はもとより、鉄道・航空機等の重大事故、放射性物質や有害化学物質、生物剤の散布・漏洩事故等、特殊化・専門化傾向を強め、これら特殊災害に対応する資機材の開発整備と専門的知識を有する職員の育成が急務となった。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震や、平成17年4月に発生したＪＲ西日本福知山線脱線事故では、土砂崩落や爆発・可燃性ガスの漏洩等、二次災害発生危険を伴う重大な活動障害が生じ、救助活動が大きな制約を受けたことから、より高度な技術や資機材を整備する必要性が生じた。

このように、多様化・複雑化の様相を呈する大規模災害や特殊災害に対して、救助体制を強化し、より迅速かつ効果的な救助活動を実現するため、総務省消防庁は、平成18年4月に救助省令を改正し、新たな高度救助用資機材を装備した「高度救助隊」を各中核市の消防本部に設置することとした。

秋田市では、安心・安全なまちづくりに資するため、平成19年4月1日に高度救助隊（通称アサート／A S R T : Akita Super Rescue Team）を設置し、救助技術および資機材の高度化を推進するとともに、職員の能力開発を行い、災害対応能力の向上を図っている。

7. 消防通信指令システム

119番通報の受付、災害発生場所の特定、出動指令等を一元的に管理するシステムで、消防庁舎3階に指令センターを設置している。現在のシステムは、令和8年4月1日から運用を開始している。主な機能は以下のとおり。

(1) 統合型位置情報通知システム

固定電話、携帯電話およびＩＰ電話からの通報位置を指令装置の地図上に表示することにより、迅速に出動場所を特定し、消防隊や救急隊に指令することができる。

(2) 映像通報機能

通報者のスマートフォンのカメラを使用して、災害現場のリアルタイム映像を指令センターで確認することができる。

(3) 多言語三者通話サービス

119番通報に対応する指令員や、災害現場で活動する隊員が、日本語による会話が困難な方と円滑に意思疎通を図ることができるよう、32言語の同時通訳サービスを導入している。

(4) N E T 119

聴覚・言語機能に障がいがあるなど音声による通話が困難な方が、携帯電話やスマートフォンから通報用ウェブサイトアクセスして119番通報を行うことができる。

(5) F A X119

音声による通報が困難な方が、ファクシミリを使用して緊急通報することができる。

(6) 衛星インターネット通信

地震等の災害や通信障害による電話通信網の遮断に備え、消防救急デジタル無線のバックアップとして、低軌道衛星と地上アンテナとの間で直接通信するインターネット回線（スターリンク）を導入している。

8. 無人航空機（ドローン）

災害発生時における迅速な情報収集や行方不明者の搜索等を目的に導入し、平成29年2月3日から運用を開始している。

